# 日本の府省庁における政策評価制度の 諸課題に関する一考察

**――政策評価における原理と実際のインターフェース――** 

安章浩

# A Study on Regarding the Issues of Japanese Government's Policy Evaluation System.

YASU, Akihiro

#### Abstract

In Japan, the policy evaluation system was introduced in order for the Japanese public administration to implement its accountability and to realize efficient and high quality administration. This study was aimed at investigating the relation of the basic concepts about the policy evaluation system and the contents and the characteristics of policy evaluation system in Japan.

#### 要然

政策評価制度は、行政がアカウンタビリティを向上させ、かつ効率的で質の高い行政を 実現するために日本でも導入された。本稿は、政策評価制度に関する基礎的な概念を検討 し、その本質を考察することで、日本の政策評価制度の課題等について展望することを目 的とする。

#### キーワード

政策評価 ( Policy Evaluation ) / 行政評価 ( Performance Measurement ) 通称「評価法」( Government Policy Evaluations Act ) PDSAマネーメントサイクル ( PDSA-Management Cycle )

社会的価値 (Social Value ) / 政策受容正統性 (Legitimacy of Policy Acceptance )

### 目 次

- 1.はじめに
- 2.政策評価に関する基礎概念の再検討
- 3.日本の府省庁における政策評価制度の概要
- 4 . おわりに 日本の府省庁における政策評価制 度の展望

# 1.はじめに

周知の通り、2007年より本格化したアメリ 力を震源とした金融危機は、世界の実体経済 にまで影響を及ぼしはじめ、日本においても、 各企業の収益が伸び悩む中、今後、国家財政 や自治体財政も厳しさが増すことが予想され るが、それとともに、市民の行政サービスに 対するニーズ、期待、要望等もシビアになっ てきている中、政策評価制度の充実による行 政サービスの効率性や有効性の向上がますま す注目されるようになってきている。わが国 では、自治体レヴェルで政策評価制度が先行 してスタートしていたが、2001年6月に「行 政機関が行う政策の評価に関する法律 (以下、 評価法と称する)」が成立し「、2002年4月より 同法が施行されたことも契機となって、国レ ヴェルでも政策評価に対する関心が深まり、 同制度の充実が模索されている。

そのような中、一般的に政策評価の運用に関するいわゆる「実務的」「技術的」アプローチに関する検討や考察はよく目にするが<sup>2</sup>、政策を評価することの意味合いや、また政策を評価することは究極的に何を目指すものなのか、といった政策評価「原理論」的な探求はわが国では非常に少ない印象を受ける。単なる「実務的」「技術的」に政策評価へとアプローチしても、何故、政策評価はなされねばならないのか、という問いに的確に応答しないかぎり、政策評価の本質は理解しないまま、ただ「政策評価」というトレンドを追認

し、それを自明視するだけで満足する風潮に 加担するだけの結果になっていくのは自然の 成り行きであろう。

これだけ、政策評価が、学問的にも一般的にも認知されながら、あまり同概念や同制度について原理的に考察することなく、一人歩きしている現状に対して、少しでも政策評価の持つ本質的な意味合い等を考察することが本稿の目的である。以下、政策評価に関するいくつかの基礎的な概念を再検討することで、それらを位置づけ直し、日本の政策評価制度がいかにあるべきかについて検討していきたいと考えている。

# **2.** 政策評価に関する基礎概念の 再検討

行政活動は、1、狭義の政策(Policy)、2、施策(Program) 3、事務事業(Project)に政策体系化され、これらの単位ごとに評価を行っていくことが必要であると考えられる。1の狭義の政策とは、政策の方向性を内容とするものであり、抽象的であることが多い³。2の施策とは、政策を実現するための具体的な方針や方策等を内容とするものである。3の事務事業とは、個々の施策を具体的に実行する内容をもつ。行政活動を評価するといっても、どのレヴェルのものなのかを区別して考えていかねばならないことは言うまでもない。

このような体系化された政策の評価をより詳細に区分するならば、1の狭義の政策を評価することは、「政策評価」と呼ばれ、また、2の施策と3の事務事業を評価することは「行政評価」と呼ばれる。一般に理解されている政策評価とは、上記のようなより具体的な行政評価も含めて考えていかねばならないことがここで理解される。何故なら、政策を

評価することは、抽象的な1の狭義の政策の 評価よりは、政策体系の中でより具体的な内容を持つ施策や事務事業の評価がメインになってくるからである。だから、政策評価という概念がはなく、行政評価という概念が、一般的に理解されているようなより具体的を評価することを代弁するものとして考えることができる。以下、政策を評価することを代弁するものとして表えるが、政策を評価であるとにするが、本のメインは、行政評価であるとにするが、ないにして議論を進めていくことにするが、ないでは、上記の1から3までの体系的なから、「政策評価」という表現を一般的に使用することとする。

それでは、政策評価の目的は何であろうか。 その問いに答える前に、政策概念についても う一度整理を試みてみたい。

我々は皆、よりよく生きることを目標に生 活しているが、よりよく生きるためには、他 人と協力しながら集団の中で、共同体の中で、 また国家の中で生活する必要がでてくる。ア リストテレスの「我々はポリス的動物である」 といったフレーズを持ち出すまでもなく、 我々は生まれた時から社会の中で生きること を必要性の観点から選択強制されることは言 うまでもないだろう。それを前提に考えてい くと、社会が存在するということは、人々の 社会に対する必要がそこに存在することを意 味し、そうした社会を調和させていくことは、 社会の価値が実現されていくことを意味する。 つまり、社会における価値実現が、人々の幸 福追求とリンケージしていくことこそ、社会 の舵取り役である政治の目標になっていく。 政治とはたえずこうした社会的価値の実現の ために何を決断すべきかを考慮し、価値選択 していく作用であり、そのような政治による 価値選択に依拠して、行政は価値実現をより 具体化していく作用である、と考えられる。

こうした価値実現または価値選択をよりブ レークダウンして実行しやすい形に集約して いったものが「政策」である。すなわち、 「政策」とは、ある社会的価値実現のために、 何が問題になっているのかを明確にしたうえ で、当該問題をいかにしたら解決できるのか を表現した方針や方向性である。つまり、 「政策」とは、社会的価値実現プロセスの中 にその存在意義を見出すものであり、「政策」 は、かならず「ある社会的価値」を帯びたも のであり、そういった意味で「価値中立的な 政策」は存在しない。政治が追求するべく 選択した価値を実現していくために何をすべ きか、といった規範的な内容を包含した「政 策」は、上記したように、狭義の政策、施策 や事務事業へと体系化されることで、より具 体性を増していく。

このように、「政策」とは、1、社会的価値 実現のための問題解決手段を表現したもので あり、2、その内容は規範的なものであるこ と、が確認された。「政策」は、政治によっ て選択された価値実現をよりよく実現するた めに、問題解決のための方向性や指針が定め られ、それらは主として行政によって執行さ れていくが、それでは「政策」が「価値実現」 に本当に寄与したかどうかをいかに判断すれ ばよいのか。そこででてくるのが政策評価概 念である。「政策」を評価することは、社会 的価値がいかに実現されたかを確認するため のものであり、それはより具体的レヴェルで は「行政評価」によってなされていく。その 際に、評価基準には大きく次の3つが含まれ る。1、効率性、2、有効性、3、政策受容正 統性である。すなわち、政策を実現するにあ たり、いかに最小限の費用で実現できたかを 評価し(効率性)、次に、当該目標が達成され、 社会的価値が実現できたかを評価する(有効 性)。この二つが一般的には重要な評価基準

であるとされるが、「政策」は問題解決によ る価値実現の結果のみならず、いかなる価値 を背景とした問題解決手段を選択するのかに も関与していくので(政策決定過程) 問題解 決を通じた価値実現過程で便益を被る当事者 のニーズ、要望、期待等が、当該追求価値に 盛り込まれて、いかにそれが実現されている かどうかも重要な評価基準になってくるもの と考えられる。この基準を本稿では、「政策 受容正統性」と呼ぶ6。ここでいう正統性と は、統治者の政策への信頼の度合いを意味し ている。つまり、正統性が調達されているこ とは当該政策を全面的に受け入れていること を意味する。いくら問題解決を通じた社会的 価値実現といっても、社会的な受容度合いを 無視したものであっては、何のための「政策」 なのかといったことになりかねず、「政策」 としての意味をそもそもなさないものと考え られるので、「政策」の国民、市民に対する 受容度合いの評価も基準の一つに加えられる 必要があるものと思われる。こうした「政策」 を評価するにあたっては、1、効率性、2、有 効性、3、政策受容正統性、の三つは少なく とも考慮される必要があると思われる。

行政活動は、こうした「政策」の実現を中心にして実施されていくが、「政策」の評価を行政活動の過程の一つに付加した結果、行政はPDSA(Plan-Do-See-Action)のマネージメント・サイクルを重視しなくてはならない、と考えられるっ。すなわち、「政策」は、何を目標にし(Plan)、何を実現し(Do)、その結果はどうであったのか(See)、そして当該活動のマイナス面を反省し、プラス面を促進していく(Action)といった行政の活動循環の中で、行政はより「顧客志向」「成果志向」の行政の構築®を求められていく。そして、行政が問題解決を通じた価値実現のために何をやろうとしているのか、何をやっているの

か、何をやったのか等についてのアカウンタ ビリティを行政側がたえず向上させるために 「政策」評価がより充実される必要があり、 それにより、行政職員の意識も変わっていか ざるをえない。すなわち、行政に一定の価値 を実現させるために市民はその活動内容をた えず問いただしていくことを習慣化していく ことで、国民、市民の行政への関心もより深 まり、行政側も国民、市民の関心の深まりに 応答しながら次なる政策形成へと反映してい く必要に迫られていくものと考えられる。

このように「政策」は問題解決を通じた社 会的価値実現の手段として存在意義を持ち、 問題解決を通じて同価値が実現したかどうか を判別・確認していく作業が、「政策」評価 であり、具体的には「行政評価」となる。こ うした「政策」評価は、国民、市民側に行政 活動の内容を問い正すための情報を提供し、 その情報に依拠することで、国民、市民は行 政の問題解決を通じた価値実現活動のよしあ しを判断し、また行政は同情報の認知等によ り、より一層の行政改善へと連結することで アカウンタビリティの向上を図っていく。こ うしたことから考えると、「政策」評価は、 行政活動の改善を促すものとして活用される ばかりか、国民、市民が行政活動のよしあし を判断する材料としても活用されることが期 待される。そうなると、行政側が「政策」の 評価情報をいかに次なる行政活動の改善へと つなげていけるのかといった点と、国民、市 民がいかに評価情報を活用して行政側にフィ ードバックしていくかといった点が重要な争 点になってくるものと考えられる。「政策」 評価は、行政側に反省を促すことで行政を改 善させる効果が期待されるが、それとともに 国民、市民がいかに「政策」を自分たちに関 わるものとして認知し、当該「政策」評価を 読み取り、その持つ意味を理解する「政策リ

テラシー」を向上させることは、「政策」評 価を国民、市民にとってより効果的なものに していくことにつながっていくものと考えら れる。こうしたことを鑑みるならば、行政側 にも、評価情報の提供に関するレヴェルを落 とさないで、国民、市民に受容可能で、より 理解のしやすい「政策」評価情報の提示が課 題となってくるのではないだろうか。「政策」 は問題解決を通じた社会的価値実現のために 存在するのだから、「政策」の評価は、行政 側にとっても、国民、市民側にとっても、問 題解決に関わる「共有情報」として提供され る必要があり、その問題解決に関わる「共有 情報」の解釈を巡って、行政側と国民、市民 側の双方で対話、熟議を行いつつ、一定のコ ンセンサスを得ながら、政策受容正統性を高 めつつ、次なるよりよき問題解決を実現する 政策の実行へとつなげていく制度作りをも見 据えて、「政策」評価の課題について考察す る必要があると考えられる%

以上、政策評価に関する基礎的な概念について検討してきたが、次に、日本の国家行政 レヴェルでの実際の政策評価制度の運用の実態について検討し、本章で考察した政策評価 の持つ意味合いを照らし合わせることによ り、日本の政策評価制度の課題等について展望してみたいと思う。

# **3.**日本の府省庁における政策評価制度の概要

本章では、日本の各府省庁における政策評価制度の概要について検討する。

日本における各府省庁の政策評価制度確立 までの基本的な系譜は図表1の通りである。

評価法一条では、政策評価の目的について 以下のように示している。「この法律は、行 政機関が行う政策の評価に関する基本的事項 等を定めることにより、政策の評価の客観的 かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への 適切な反映を図るとともに、政策の評価に関 する情報を公表し、もって効果的かつ効率的 な行政の推進に資するとともに、政府の有す るその諸活動について国民に説明する責務が 全うされるようにすることを目的とする。」

また、2005年12月16日に閣議決定された 政府の「政策評価に関する基本方針」によれ ば、政策評価の実施に関する基本的な考え方 について、以下のように述べている。「政策 評価は、各行政機関が所掌する政策について、

#### 図表 1

# <政策評価制度の歩み>

平成 9年12月 行政改革会議最終報告(制度導入の提言)

平成 13 年 1 月 政策評価制度導入

平成13年6月 行政機関が行う政策の評価に関する法律(評価法)成立

平成 13 年 12 月 政策評価に関する基本方針(閣議決定)

平成 14 年 4 月 評価法施行

平成 17 年 12 月 政策評価に関する基本方針(閣議決定)の改定

適時に、その政策効果を把握し、これを基礎 として、必要性、効率性又は有効性の観点そ の他当該政策の特性に応じて必要な観点か ら、自ら評価を行うことにより、政策の企画 立案や政策に基づく活動を的確に行うための 重要な情報を提供するものであり、政策の決 定とは異なるものである。政策評価は、これ を「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (See)」を主要な要素とする政策のマネジメ ント・サイクルの中に制度化されたシステム として明確に組み込み、その客観的かつ厳格 な実施を確保し、政策評価の結果を始めとす る政策評価に関する一連の情報を公表するこ とにより、政策の不断の見直しや改善につな げるとともに、国民に対する行政の説明責任 の徹底を図るものである。政策評価が政策の マネジメント・サイクルに組み込まれ、この サイクルが有効に機能することにより、政策 の質の向上がもたらされるとともに、併せて 行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革

が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報の公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図れることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。」このように、日本の政策評価制度は、PDSAのマネージメント・サイクルを各府省庁に導入することにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重

PDSAのマネージメント・サイクルを各府省庁に導入することにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現させ、アカウンタビリティを向上することで、行政の透明性を確保し、政府・行政に対する信頼性や正統性を向上させることを目的とするものであると考えられる。

政策評価の観点は以下の図表 2 の通りである。

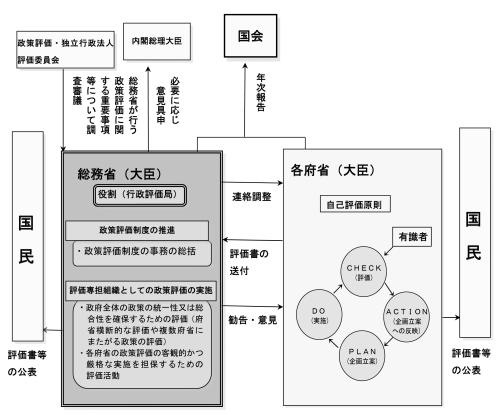
図表 2 政策評価の観点 政策 目的の妥当性 効果と費用等 行政が行う必要性 との関係 必要性 効率性 観点 観点 観点 有効性 目的 得ようとする効果と 効果 得られている効果との関係

次に、日本の府省庁における政策評価プロセスであるが、各府省庁が自ら政策の効率性や効果等を測定・評価して、評価書を作成し、それを評価専担組織である総務省行政評価局に送

付し、それに依拠して同局が各府省庁に対して 勧告・意見を述べ、それらについて公表すると いった業務フローが特徴になっている。

図表 3

## 政策評価結果の流れと総務省の役割

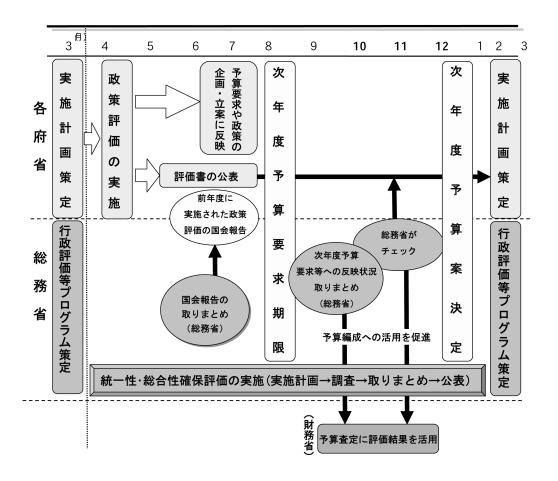


出典:総務省行政評価局の資料より

総務省行政評価局は、毎年6月ごろに、各 府省庁が実施した前年度政策評価の実施状況 についてとりまとめたものを国会に報告し、 毎年9月ごろには、各府省庁が前年度に実施 した政策評価結果の翌年度予算要求等への反映状況のとりまとめを行っている。政策評価の年間スケジュールは図表4の通りである。

図表 4

# 政策評価の年間スケジュール



また総務省行政評価局の中には、政府全体 の政策評価に関する基本的事項や総務省が実 施する政策評価について調査審議し、総務大 臣に意見を述べる場として、政策評価・独立 行政法人評価委員会が設置されている。

政策評価の実施方法は現在のところ、図表5のように、事業評価、実績評価、総合評価の三つが実施されている。

図表 5

#### 政策評価の方式

|      | 対 象                         | 時 点  | 目的ねらい                             | やり方   |
|------|-----------------------------|--|-----------------------------------|---|
| 事業評価 | 個々の<br>事務事業が<br>中心、施策も      | 事前<br>必要に応じ<br>事後検証                          | 事務事業の<br>採否、選択<br>等に資する           | あらかじめ期待<br>される政策効果や<br>それらに要する<br>費用等を推計・<br>測定           |
| 実績評価 | 各府省の<br>主要な<br>施策等          | 事後<br>定期的継続的に<br>実績測定、<br>目標期間終了時<br>に達成度を評価 | 政策の不断<br>の見直しや<br>改善に資する<br>見地    | あらかじめ政策<br>効果に注目した<br>達成すべき目標<br>を設定<br>目標の達成度合<br>について評価 |
| 総合評価 | 特定のテーマ<br>狭義の政策・<br>施策)について | 事後<br>一定期間<br>経過後が中心                         | 問題点を把握<br>その原因を分<br>析など総合的<br>に評価 | 政策効果の発現<br>状況を様々な角度<br>から掘り下げて分<br>析など総合的に<br>評価          |

出典:総務省行政評価局の資料より

なお図表6のように政策評価を時間軸で事前と事後に分類して、それぞれ事前評価、事後評価も実施している。

また、一定以上の事業規模を持つ研究開発、 公共事業、政府開発援助(ODA)及び規制に

図表 6 評価の三方式の関係 事 前 評 価 事後評価 (政策決定前) (政策決定後) (政策・施策) 総 実績評価 合 評 評価対象 価 政策のま とまりの 大きさ 新規事業 継続事業 事業評価 事業評価

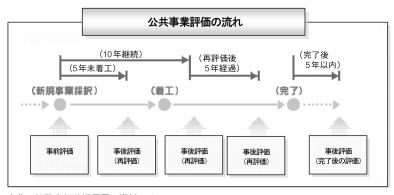
出典:総務省行政評価局の資料より

関する政策については、評価法5条により、 事前評価が義務づけられている。

中でも、公共事業を対象とする政策評価は、 総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業 省、国土交通省、環境省の6府省によって実 施されており、公共事業の政策評価は、上記 したように義務付けられている事前評価の 他、事後評価も行っている。

こうした公共事業の実際の政策評価の結果、政府は、公共事業採択後、5年経過しても着手されない、または10年経過しても完了していないとの評価結果を受けたものについて、2002年度より、2007年度までに、約3 兆6000億円にのぼる計205事業の見直しを実





施し、2007年度だけでも13事業、約600億円 の公共事業を休止・中止している。

また、総務省行政評価局では、複数の府省 庁にまたがる政策評価については、統一性・

総合性確保評価を実施しており、2008年、 2009年度については図表8の通りである。

また、各府省庁の2007年度に行われた政 策評価の実施状況は図表9の通りである。

#### 図表 8 平成20年4月 統一性・総合性確保評価の実施予定テーマ 行政評価等プログラム 平成20年度 平成21・22年度 バイオマスの利活用 児童虐待の防止等 科学技術駆動型の 自然再生の推進 地域経済発展 世界最先端の「低公害車」 実 社会の構築 施 由 配偶者からの暴力の防止等 外国人が快適に観光でき る環境の整備 出典:総務省行政評価局の資料より

### 図表 9

### 各府省における政策評価の実施状況

- 平成19年度の評価実施件数は、3,709件 前年度3.940件)

→ 各府省が実施した政策評価はすべて各府省HPで公表 ]内は前年度 事前評価:1,255件 事後評価 2.454件 評価対象政策 [2,689件] [1,251件] 総合評価 政策・ 施策 114件 般 [93件] 政策決定前 の政 実績評価 事業評価 392件 233件 個別継続 [492件] [269件注2)] 233件 事業評価 545件 事務事業 [269件] [684件] [108件] 注3) 政策・ 施策 特定4 研究開発評価 規制評価 158件 138件 [145件] 分野の政策 注 2) 完了後 終了時 未着手 未了 の事業評価 公共事業評価 の事業評価 ODA評価 968件 686件 931件 40件 [855件] [1.141件] [802件] [35件] 注1 1.022件 1,909件 事發 [982件] [2.005件]

- 1 特定 4分野の政策とは、評価法により事前評価の実施が義務付けられている、研究開発、公共事業、政府開発援助 ODA)及び規制をいう。 2 規制の事前評価は平成19年10月 1日から義務付けられている。また、上記 規制評価」及び平成18年度における 政策決定前事業評価」には、規制を 対象とした試行的評価 (9年度 22件)が含まれている。
  - 3 上記 個別継続事業評価」には、特定 4分野の政策に係る評価 (9年度 10件、18年度:9件)が含まれている。

2007年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」により、2007年度末より、経済財政諮問会議と総務省そして各府省庁との間の連携を緊密にすることにより、各府省庁の政策評価結果を国の政策に適切に反映させていくとする方針が示され、育児休業制度、子育て支援サービス、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組み、若年者雇用政策、農地政策の5政策が2007年度に重要対象分野として経済財政諮問会議から提示された。

こうした政策評価制度については、見直し も適宜実施されている。具体的には、総務省 行政評価局による点検活動がそれにあたる。 点検活動は、やり方点検と内容点検の二つか ら構成される。

やり方点検では、「達成目標が数値化等に よって明確にされているか」等について各府 省庁の評価結果を点検している。

また、内容点検では、各府省庁の政策評価 について、「社会経済の実態を反映している か」等内容面での点検を実施している。

以上、日本の府省庁レヴェルでの政策評価制度の概要について見てきたが、次章では、前章で検討した政策評価に関する概念の再検討の知見に依拠しながら、日本の府省庁における政策評価制度の課題等を展望してみたいと思う。

# 4.おわりに 日本の府省庁における政策評価制度の展望

前章で検討したように、日本の府省庁における政策評価制度は、PDSAのマネージメント・サイクルを各府省庁にビルトインさせ、主として成果重視の行政を目指し、政策評価の充実等によりアカウンタビリティを向上することで、行政の透明性を確保し、政府・行

政に対する信頼性や正統性を向上させることを目的とするものである。その際、政策評価の観点は、主に、必要性、有効性、効率性等であった。また、最近では、政策評価結果を予算編成に活用させるといった政策評価のフィードバック機能の充実面への配慮や、統一性・総合性確保評価の実施や、点検活動の実施等政策評価制度の質的側面への重視姿勢も見られようになってきていることは評価に値するものと考えられる。

しかし、日本の府省庁における政策評価制度にはいまだ課題が多いことも事実である、と考えられる。以下、この制度の課題について、第二章での議論を踏まえながら考察してみたい。

日本の府省庁における政策評価制度の課題は、主に三点あると考えられる。

まず一点目であるが、第二章で定義したよ うに、政策とはある社会的価値実現のために、 何が問題になっているのかを明確にしたうえ で、当該問題をいかにしたら解決できるのか を表現した方針や方向性を意味し、政策評価 はそのような社会的価値がいかに実現された かを確認するためのものであるが、日本の府 省庁における政策評価制度には、いかなる社 会的価値を実現し、またいかに価値実現がな され、それが社会生活にどのようなインパク トを及ぼしていったのかという視点に乏しい 点である。日本で目指されている成果重視の 行政の実現は、当該施策の目標達成という目 的の他に、社会的に選択された明確に追及す べき価値実現の達成という側面が包含されて いなければならないことは言うまでもない。 社会が望む価値をいかに実現しているのかと いった視点を行政側が今まで以上に明確に意 識することで、「政策」の評価も単なる単年 度ごとの、各府省庁に対する「通信簿」的な 性格からいい意味で脱却し、社会的価値と

「政策」の一貫性を追求するための「政策」評価として、より個々の政策の「存在意義」を浮き彫りにさせるといった側面を政策評価制度が担うことで、国民の政策に対する理解もより深まっていくであろうとことが期待される。

二点目は、日本の府省庁における政策評価 制度の評価観点についてであるが、第二章で 指摘した「政策受容正統性」という観点を設 けることが今後の同制度の課題の一つになっ ているものと考えられる。政策は国民、市民 に適切に受容されて、つまり正統性がスムー ズに調達されることで、その効果が、国民や 市民の間主観レヴェルでの認知において、浸 透していくものと考えられる。すなわち、政 策の必要性、有効性、効率性といった観点は、 あくまでも、最終的に国民、市民に適切に受 容されたかどうかが確認されることでそれら のレーゾンデートルが増してくるものと思わ れ、政策評価によって、国民、市民の当該政 策に対する正統性の有無等についても政府・ 行政側が適宜把握することで、当該政策の実 施が意味あるものであったかどうか、つまり、 国民、市民の適切な政策受容といった意味で 「効果」があったかどうかが把握可能になり、 成果志向の行政は、行政の論理による成果と、 国民、市民の考える「間主観的成果」による 価値実現の達成(政策受容正統性)をバラン スさせていくことが政策評価の重要な課題に なってくるものと考えられる。そういった意 味で、日本の自治体等で実施されている顧客 満足度調査的なものも参考にしながら□、国 民、市民が当該政策についていかに感じ、受 容したのかについての「評価」も実施してい くことで、国民、市民にとって、政策評価制 度の有益性の享受度が増していくものと推察 され、そのことは政府・行政への信頼感の向 上へとリンケージしていくものと考えられ る。

最後に三点目であるが、国民、市民が政策 評価結果をいかに活用し、それを次なる政策 過程にいかに反映させていくかといった点で ある。第二章でも指摘したように、行政のみ ならず、国民、市民も政策評価結果を、行政 活動のよしあしを判断する材料として活用す ることで、政策に関する理解も深まっていく ことが期待されるので、政策評価結果に関す る記載に対する工夫が今まで以上になされる 必要があると考えられる。国民、市民が誰で もある程度は理解が可能なように、各施策や 各事務事業等の評価結果について、決して評 価情報の提供に関してレヴェルを落とさず に、より平易な表現や図表で表現する工夫も いままで以上になされることで、政策に対す る理解がより増していくことが予想されそれ によって、国民、市民にとって、彼らと政策 との距離が縮小していき、政策がより身近な ものへの変化していくといった「社会教育機 能」を政策評価制度によって実現していくこ ともその課題の一つであると考えられる"。

日本における各府省庁の政策評価制度の二点目の課題のところでも触れたように、政策評価は、政策が国民、市民にいかに受容されたかどうかを評価するといったことにも配慮していかねばならないと指摘したが、当該政策に関する内容や評価結果等が、国民、市民によって適切に認知・理解できたかどうかによっても左右されていくものと考えられるので、政策評価結果にいかに「国民、市民本位」なものにしていくといったことが重要な課題の一つであると考えられる。

以上日本の府省庁における政策評価制度の 課題について展望したが、政策の存在意義と は何か、また、何のために政策評価は実施されねばならないのか、といった点を的確かつ明確にしながら、行政側が政策評価の本質についてたえず自省することが、「国民本位」で、成果重視の行政の充実へと連結していくものと考えられるので、そういった意味でも、政策の「国民、市民本位の評価」をいかに実現していくかといった大きなテーマに向けて日本の府省庁における政策評価制度は課題を一つ一つクリアしていく必要があるだろう。

#### Notes

- 1. 評価法は、日本において、行政のパフォーマンスや信頼度を向上させる一つの大きな仕掛けとして期待されている。特に行政の信頼度向上については、最近では行政の国民、市民に対するアカウンタビリティの向上が求められる中、政策評価制度の充実の方向性は、「顧客志向」「成果志向」の行政をフレームワークとして行政に選択強制させ、それが行政自身の内部刷新へとつながっていくことで、国民、市民の行政に対する信頼度の向上をもたらす一つの試みであるとも解釈されうる。
- 2. 政策評価制度についてのいわゆる「実務的」「技術的」アプローチは、各府省庁や各自治体がいかに政策評価制度を運営していけばいいのか等について示唆を与えるものであるが、政策評価を通じて究極的には何を目指しているのかといった最終目的や価値について探求するアプローチも同時に存在しないと、「価値実現のための手段である政策」の「評価」という、いわゆる「政策」の存在目的から一貫して流れてくるプロセスの中の「評価」という位置づけが曖昧になってしまうと考えられる。
- 3. 狭義の政策は内容的に言えば抽象的ではあるが、それは政策の方向性を述べており、そこではいかなる価値が実現されるのかについ

- て大筋で表現されていることが多い。こうした狭義の政策を客観的に評価することは抽象的であるがゆえに困難が予想されるが、当該政策が実現したい価値が、国民、市民の「期待値」と整合的なものであるかどうか、つまり、国民、市民の間主観的なニーズ等を反映したかどうかといった観点からの評価方式を確立することが重要であると考えられる。
- 4. 実務的には「政策評価」と「行政評価」を 分けて考えることが多いが、本稿では、政策 評価の持つ本質的意味合いとは何かといった 原理的な内容が重要なテーマでもあるので、 「行政評価」も含めた政策の評価ということで、 政策評価という表現を使用している。
- 5. 政策の内容面の「評価」のみならず、政策と実現すべき価値との関係についての考察を包含した「評価」も重要であると考えられる。何故なら、政策は社会的価値実現のための手段であるので、当該政策が目標とすべき社会的価値を適切に実現しているかといったことをたえず確認することは政策遂行の正統性を確認することと同じであるからである。
- 6. 「政策受容正統性」という概念は本稿で創造 した概念である。行政の国民、市民に対する アカウンタビリティの向上は政策評価制度の 最重要な目標の一つであるが、アカウンタビ リティは、行政から国民、市民へという行政 執行上のフローの中で重要な意味を帯びてく るが、逆のフロー、つまり国民、市民から行 政へというフィードバック・フローも「国民、 市民本位の行政」構築にあたっては重要であ る。つまり、いかに国民、市民のニーズ等が 政策に反映されたか、または、いかに国民、 市民に当該政策が受容されたか、といったこ とは、行政と国民、市民との間に「双方向的 なパートナーシップ行政」を目指す現在、重 要な観点であると考えられる。こうした事態 を表現する適切な概念が現在のところ見当た

らないので、本稿ではあえて概念創造した。

- 7. PDSAマネージメント・サイクルは、その構成要素たるSee やActionの各作用が最近では注目されているが、Planの作用もそれに劣らず重要であることを忘れてはならない。何故なら、Planの作用がしっかり構築されてはじめてSeeやActionの各作用が意味を持ってくると考えられるからである。
- 8. 日本にも影響を与えている「顧客志向」「成果志向」の行政構築の試みは、イギリス政府が先駆的役割を果たしている。詳細については、以下の文献を参照。安章浩『イギリス行政の変容と新しいガバナンス ニュー・パブリック・マネージメントの現状と展望』(社)行政情報システム研究所、2005年。
- 9. 「国民、市民本位の政策評価」という観点からは、政策評価結果という共有情報に依拠しながら、行政と国民、市民の双方が互いに対話を通じて一定の解釈的合意へと導かれ、そこから行政課題を設定していくという流れを実現する制度作りが今後必要となってくるものと考えられる。
- 10. 行政における顧客満足度調査は最近では自治体レヴェルでも実施されるところが増えてきているが、同調査は、国民、市民の行政サービスに対するいわゆる「期待値」をいかに把握して、それを次なる政策実施へと適切にリンクさせていくかといった点がポイントである。行政における同調査は、イギリスでは全国レヴェルで実施されている。特にイギリスのブレア政権における同調査の実施状況については以下の文献を参照のこと。安章浩「ブレア政権における政府・行政に対する「顧客満足度」調査の実際」『行政&ADP』2005年4月号。
- 11. 政策評価制度の充実により、政策評価結果を 通じて、国民、市民の政策理解がより一層深 まっていくであろうと考えられる同制度の有

する社会教育機能を発揮させる方向も同制度 のもたらすであろう一つの成果であると考え られる。

(資料 - 総務省行政評価局のホームページより入手)

総務省行政評価局「政策評価を簡単に理解 (政策評価O&A)。

( http://www.soumu.go.jp/hyouka/QandA/seisaku\_hyo uka )

総務省行政評価局「政策評価に関する法令、 基本方針、ガイドライン」。

( http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\_n/seisaku\_h ourei.html )

総務省行政評価局「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映 状況に関する報告」。

( http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\_n/nenji\_hou koku.html )

総務省行政評価局「政策評価結果の平成21 年度予算要求等への反映状況」。

( http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\_n/nenji\_hou koku.html )

#### (参考文献)

上山信一『日本の行政評価 総括と展望』第 一法規、2002年。

大木啓介編『公共政策の分析視角』東信堂、 2007年。

片岡寛光編『国別行政改革事情』早稲田大学出版部、1998年。

上條末夫編『ガバナンス』北樹出版、2005 年。

上條末夫編『政策課題』北樹出版、2006年。 上山信一他『行政の解体と再生』東洋経済新 報社、2008年。

佐藤隆『自治体改革ビジョン』御茶ノ水書房、 2007年。 中島とみ子『住民ニーズと政策評価 理論と実践』ぎょうせい、2006年。

羽貝正美編『自治と参加・協働』学芸出版社、2007年。

福田耕治他編『行政の新展開』法律文化社、 2002年。

古川俊一他編『公共部門評価の理論と実際』 日本加除出版株式会社、2004年。

本田弘編『現代行政管理の論点』(財)行政 管理研究センター、2001年。

宮川公男他編『パブリック・ガバナンス』日本経済評論者、2002年。

村松岐夫他「地方分権改革/従来型改革/ NPM改革/住民参加経営改革」『包括的地方 自治ガバナンス改革』東洋経済新報社、2003 年。

武藤博巳編『自治体経営改革』ぎょうせい、 2004年。

安章浩「『市民憲章』とイギリス行政改革の動向 「ホワイトホール文化」から「マネージメント文化」へ」『早稲田政治公法研究』

第54号、1997年5月。

安章浩「ブレア政権の行政改革を考察するためのプレリュード」『行政&ADP』2004年9月号。

安章浩「ブレア政権における政府・行政に対する「顧客満足度」調査の実際」『行政&ADP』2005年4月号。

安章浩『イギリス行政の変容と新しいガバナンス ニュー・パブリック・マネージメントの現状と展望』(社)行政情報システム研究所、2005年。

山口二郎『内閣制度』東京大学出版会、2007 年。

山本啓編『ローカル・ガバメントとローカル・ガバナンス』法政大学出版局、2008年。 UFJ総合研究所国土・地域政策部『ローカル・マニフェストによる地方のガバナンス改革』ぎょうせい、2004年。

寄本勝美他編『行政の未来』早稲田大学出版 部、2006年。